

柴田町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との
調和に関する条例に係る事業実施の手引

令和6年4月1日施行

宮城県柴田町町民環境課

目次

第1章 全般的事項

1. 条例制定の背景	．．．．． P 1
2. 条例の目的と責務	．．．．． P 1
3. 用語解説	．．．．． P 2
4. 条例の適用を受ける事業	．．．．． P 3

第2章 抑制区域

1. 抑制区域について	．．．．． P 4
-------------	-----------

第3章 発電事業に関する手続

1. 発電事業に関する手続	．．．．． P 6
2. 標準的な再生可能エネルギー発電事業に関する手続	．．．．． P 6
3. 手続の流れと提出書類	．．．．． P 7
(1) 発電開始までの手続	．．．．． P 7
(2) 地域住民等意見書が提出された場合の手続	．．．．． P 9
(3) 適正な管理について	．．．．． P 10
(4) 事業終了の手続	．．．．． P 10
(5) 事業計画変更等の手続	．．．．． P 11
(6) 工事中止・再開の手続	．．．．． P 12
(7) 事業承継の手続	．．．．． P 12
(8) 報告、立入調査、助言及び指導について	．．．．． P 13
(9) 勧告及び公表について	．．．．． P 13
(10) 条例の経過措置について	．．．．． P 14

この手引において、柴田町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例は「条例」、柴田町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例施行規則は「規則」として記載しています。

第1章 全般的事項

1. 条例制定の背景

平成24年7月施行の再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく、再生可能エネルギーの固定価格買取制度の開始を契機として、太陽光をはじめとする再生可能エネルギーの導入が拡大しましたが、発電施設の設置に当たって、近隣住民とのトラブルや自然災害の発生、景観・生活環境・自然保護などへの影響が懸念されています。

町では、2050年脱炭素社会の実現を目指し、再生可能エネルギーの導入及び拡大を推進していく必要性を踏まえ、町における再生可能エネルギー発電設備の設置に関し必要な事項を定める条例を制定することで、適正な発電設備の導入及び拡大の推進と自然環境及び生活環境との調和を図り、もって秩序ある脱炭素化と良好な地域環境の確保に努めるものです。

2. 条例の目的と責務

◆目的（条例第1条）

- ・町は、町の豊かな自然環境や美しい景観及び地域住民等の安全安心な生活環境と再生可能エネルギー発電設備を設置する事業との調和を図るため、事業者の手續その他必要な事項を定め、もって自然環境等に配慮した災害のない豊かで持続的な地域社会の発展に寄与することを目的として、令和6年4月1日から条例を施行します。

この条例では、町、事業者、町民、土地所有者等の責務について、以下のように定めています。

◆町の責務（条例第3条）

- ・この条例の適切かつ円滑な運用を図らなければならない。

◆事業者の責務（条例第4条）

- ① 関係法令及びこの条例を遵守するとともに、自然環境の保全及び災害の防止に十分配慮し、地域住民等との良好な関係を保つよう努めなければならない。
- ② 再生可能エネルギー発電設備及び事業区域の適正な管理を行うとともに、当該事業区域の周辺環境へ配慮しなければならない。
- ③ 事業で発生する廃棄物を適正に処理するとともに、事業を終了しようとするときは、再生可能エネルギー発電設備を放置することなく速やかに撤去し、及び適正に処分し、並びに事業区域に係る土地を原状に回復しなければならない。

◆町民の責務（条例第5条）

- ・町の施策及びこの条例に定める手續の実施に協力するよう努めなければならない。

◆土地所有者等の責務（条例第6条）

- ・事業区域を適正に管理するとともに、この条例に定める手續の実施に協力するよう努めなければならない。

3. 用語解説（条例第2条、第10条、規則第2条第2項）

条例及び規則では、用語の意義を以下のように定めています。

再生可能エネルギー源	<ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第3項に規定する再生可能エネルギー ① 太陽光 ② 風力 ③ 水力 ④ 地熱 ⑤ バイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。） ⑥ 前記①から⑤号に掲げるもののほか、原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品以外のエネルギー源のうち、電気のエネルギー源として永続的に利用することができるものと認められるものとして政令で定めるもの
再生可能エネルギー発電設備	<ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギー源を電気に変換する設備及びその附属設備
事業	<ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギー発電設備の設置、当該設備を設置するために行われる土地の造成工事（立木の伐採、切土、盛土等を含む。）及び当該設備により発電を行う事業
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 事業を計画し、これを実施する者（国及び地方公共団体を除く。）
事業区域	<ul style="list-style-type: none"> 事業を行う一団の土地（再生可能エネルギー発電設備に附属する管理施設、変電施設、緩衝帯等に係る土地を含む。）の区域であって、柵、塀等の工作物の設置その他の方法により当該一団の土地以外の土地と区別された区域
建築物	<ul style="list-style-type: none"> 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物
地域住民等	<ul style="list-style-type: none"> 事業区域の全部又は一部をその区域に含む行政区の区域に居住する者及び事業の実施により自然環境、生活環境又は景観その他の地域環境に著しい影響を受けるおそれがある地域に居住する者及びこれらの区域に所在する法人その他団体並びに土地若しくは建築物を所有し、又は使用する者。
行政区	<ul style="list-style-type: none"> 柴田町行政区長会規則（令和2年柴田町規則第4号）第2条に規定する行政区
土地所有者等	<ul style="list-style-type: none"> 事業区域内に存する土地の所有者、占有者、又は管理者
廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物
事業に着手する日	<ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギー発電設備の設置に係る工事（当該設備を設置するために行われる土地の造成工事（立木の伐採、切土、盛土等を含む。）を含む。）の着手予定日 【工事の着手に該当しないものの例】 地盤や埋蔵文化財調査のための伐採、掘削、ボーリング等の実施 現場の整地及びやり方 地鎮祭の挙行 現場の仮囲いの設置 現場事務所の建設 既存建築物の除去 現場への建設資材、建設機械の搬入 工事請負契約の締結

4. 条例の適用を受ける事業（条例第7条、規則第3条）

この条例の規定は、発電出力10kW以上の再生可能エネルギー発電事業に適用されます。

発電出力は、実質的に一体と認められる場所で、複数の発電設備に分割して設置している場合は、合算した発電出力（既存の再生可能エネルギー発電設備を増設する場合も含む。）とします。

ただし、太陽光を再生可能エネルギー源とする事業で、建築物の屋根、屋上又は壁面で行う事業や、抑制区域以外の区域において、個人が自己の居住する土地及び隣接する土地で行う発電出力50kW未満の事業は除きます。

◆発電出力等による条例の適用状況確認表

【○：適用　－：適用外】

No.	発電出力	太陽光による発電			太陽光以外の発電
		建築物の屋根、 屋上又は壁面 ※1	左記以外		
			抑制区域以外	抑制区域	
①	50kW以上	—	○	○	○
②	50kW未満 ～ 10kW以上	—	○ ※2 例外あり	○	○
③	10kW未満	—	—	—	—

※1 太陽光発電の場合、発電出力に関わらず、建築物の屋根、屋上又は壁面で行う事業は、適用外となります。

※2 参考例の②参照

●参考例

①50kW以上

・発電種別、抑制区域内外に関わらず適用。

②10kW以上～50kW未満

・発電種別、抑制区域内外に関わらず適用。ただし、次に示すものは例外（適用外）。

→太陽光発電の場合、抑制区域以外において個人が自己の居住する土地及び隣接する土地で行う事業

③10kW未満

・発電種別、抑制区域内外に関わらず適用外。

第2章 抑制区域

1. 抑制区域について（条例第8条、規則第4条）

柴田町では再生可能エネルギー発電事業において、事業者に対し事業の抑制を求めることができる区域を「抑制区域」として、規則で指定しています。

◆抑制区域

区域名	
内容	関係法令
	確認先
(1) 農用地区域	
町が将来的に農業上の利用を確保すべき土地として指定した区域	農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号の規定により指定された農用地区域（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成24年経済産業省令第46号）第5条第1項第9号の2に規定する特定営農型太陽光発電設備を設置する場合を除く。） 柴田町農政課
(2) 保安林区域	
水源の涵養、災害の防備、生活環境の保全等、特定の公益目的を達成するため伐採や形質変更等が規制される区域	森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項 宮城県大河原地方振興事務所（林業振興部森林管理班）柴田町農政課
(3) 緑地環境保全地域	
良好な生活環境維持に資すると認められる地域	自然環境保全条例（昭和47年宮城県条例第25号）第23条第1項 宮城県大河原地方振興事務所（林業振興部森林管理班）柴田町農政課
(4) 土砂災害特別警戒区域	
土砂災害警戒区域のうち、地域住民等の生命・身体に著しい危害が生ずるおそれがある区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項 宮城県大河原土木事務所（行政班・河川砂防第2班）
(5) 地すべり防止区域	
地すべり地域で、公共の利害に密接な関連を有する区域	地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項 宮城県大河原土木事務所（行政班・河川砂防第2班）
(6) 土砂災害警戒区域	
土石流、急傾斜地の崩壊、地すべりが生じるおそれのある区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項 宮城県大河原土木事務所（行政班・河川砂防第2班）
(7) 急傾斜地崩壊危険区域	
急傾斜地で、その崩壊により居住者等に被害のおそれのある区域等	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項 宮城県大河原土木事務所（行政班・河川砂防第2班）

(8) 砂防指定地	
山腹崩壊等により土砂等の生産、流送、堆積が顕著となるおそれのある区域等	砂防法（明治30年法律第29号）第2条
	宮城県大河原土木事務所（行政班・河川砂防第2班）
(9) 河川区域	
河川の流水が継続している土地等や堤防敷の区域	河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項
	宮城県大河原土木事務所（行政班・河川砂防第2班）
(10) 河川保全区域	
河川区域に隣接しており、堤防や河川管理施設を保全するための区域	河川法（昭和39年法律第167号）第54条第1項
	宮城県大河原土木事務所（行政班・河川砂防第2班）
(11) 景観計画の区域	
景観の保全・形成が必要な区域	柴田町景観条例（令和3年2月22日柴田町条例第1号）第4条に規定する景観計画の区域
	柴田町都市建設課
(12) 周知の埋蔵文化財包蔵地	
土地に埋蔵されている文化財のある土地	文化財保護法（昭和25年法律第214号）第93条第1項
	柴田町教育委員会生涯学習課（しばたの郷土館）
(13) 史跡、名勝又は天然記念物が所在する土地（国指定、県指定、町指定）	
記念物のうち重要なもので、国、県、町に指定を受けているものが所在する土地	文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項
	文化財保護条例（昭和50年宮城県条例第49号）第32条第1項
	柴田町文化財保護条例（昭和43年柴田町条例第6号）第35条第1項
	柴田町教育委員会生涯学習課（しばたの郷土館）
(14) その他町長が必要と認める区域	

第3章 発電事業に関する手続

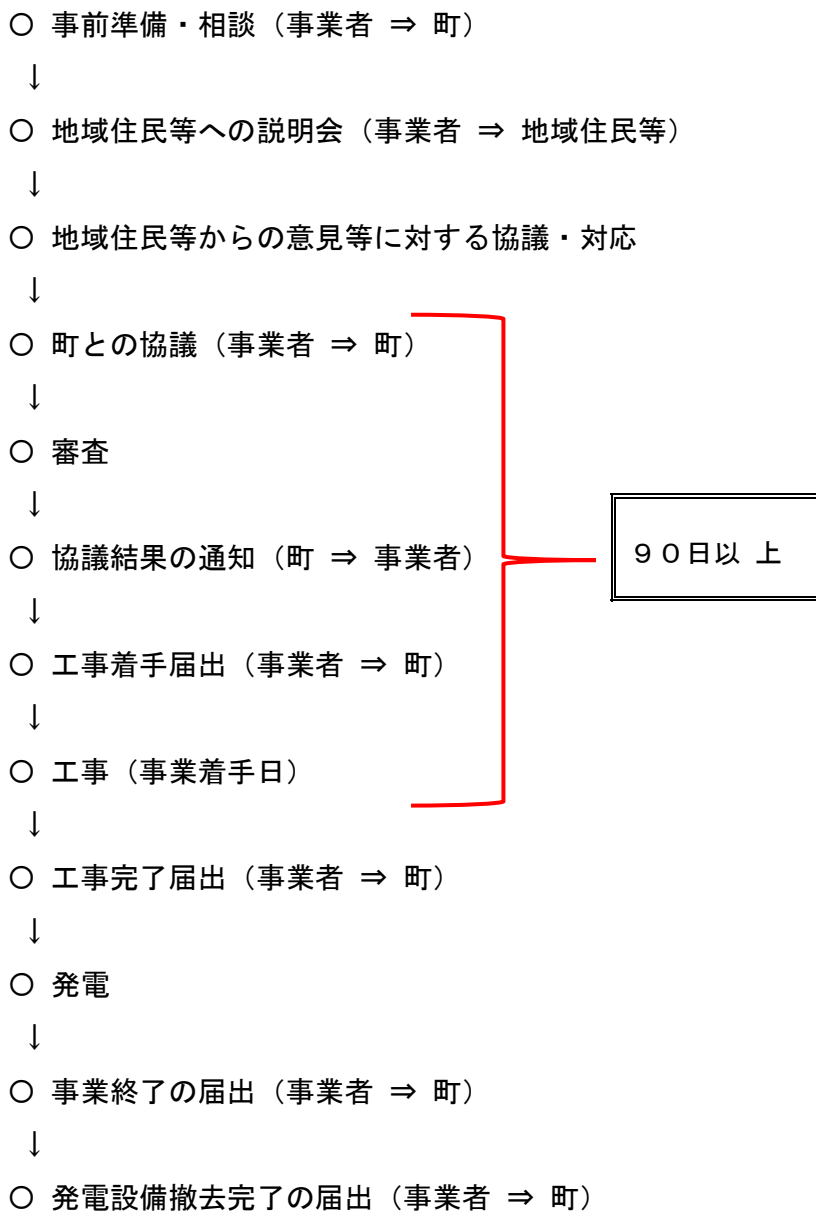
1. 発電事業に関する手続

条例では地域住民等への説明会の開催と、町との協議を事業者の義務として定めています。

標準的な手続の流れとしては、事前に町へ相談した上で、地域住民等に対し、事業の内容等に関する説明会を開催し、その後、事業に着手する日の90日前までに町と協議しなければなりません。協議終了後、発電設備の設置工事等を行い、発電を開始することになります。

事業を終了した後は、発電設備を速やかに撤去し、適正に処分を行っていただきます。

2. 標準的な再生可能エネルギー発電事業に関する手続



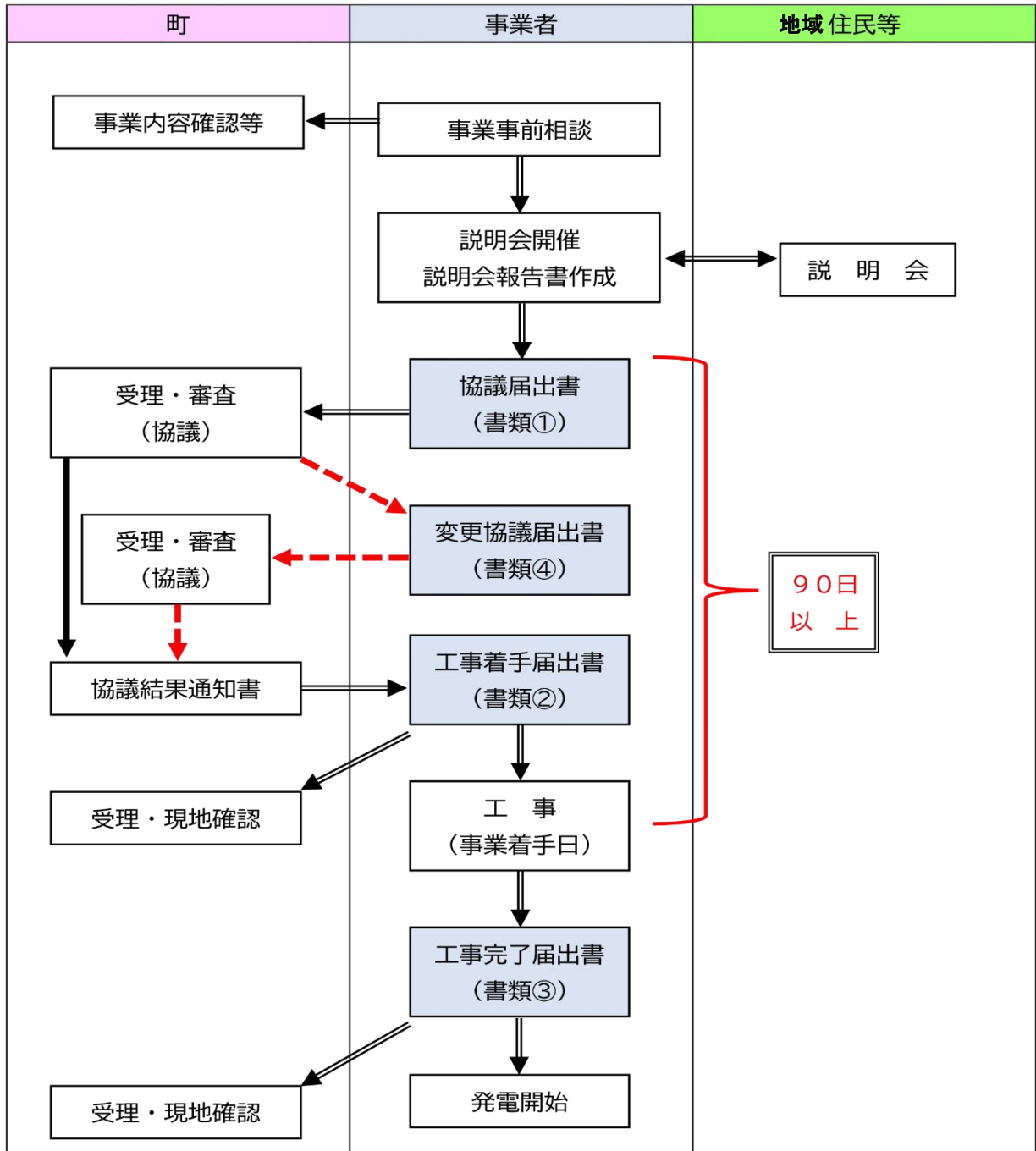
3. 手続の流れと提出書類

(1) 発電開始までの手続（条例第9条・第10条）

事業者は、事業を実施しようとするときは、町と協議を行う前に、地域住民等に対し、事業に関する説明会を開催し、地域住民等の理解を得られるよう努めなければなりません。

地域住民等への説明会終了後、再生可能エネルギー発電設備の設置に係る工事の着手予定日の90日前までに町に届出を行い、協議しなければなりません。

◆ 手続の流れ 【凡例 共通 ⇔ 抑制区域含まない → 抑制区域含む - - ->】



注) 町と協議を行う前に、地域住民等に対し事業計画に関する説明会を開催してください。

◎ 町へ提出する書類は、正副2通提出してください。

【書類①】

1	協議届出書【様式第4号】
2	事業計画書【様式第5号】
3	地域住民等に対する説明会の内容が分かる書類 ・説明会報告書【様式第6号】 添付資料（説明会で配布した資料、参加者の名簿（受付簿）等） ※ 地域住民等意見に対し見解書を作成している場合の追加提出書類 ・対応状況報告書【様式第3号】 添付資料（地域住民等意見書の写し、見解書の写し等）
4	確約書【様式第7号】
5	法人の登記事項証明書（法人の場合）
6	住民票抄本（個人の場合）
7	事業区域が分かる書類 ・位置図 ・現況写真 ・事業区域全域の公図 ・事業区域全域の土地の登記事項証明書
8	土地の合意取得状況について確認できる書類（契約書等の写し）
9	土地所有者等の承諾書（土地所有者が事業者と異なる場合）【様式第8号】
10	土地利用計画図（平面図（縮尺が1,000分の1以上のもの））
11	造成に係る書類（造成を含む事業の場合） ・土地造成計画図（平面図・縦断図・横断図（縮尺が1,000分の1以上のもの））
12	建築物又は工作物の設計図（平面図・立面図・断面図）
13	事業影響予測図（騒音・振動・電磁波・反射光等）
14	流量計算書
15	排水計画図（平面図・断面図）
16	排水施設構造図
17	排水に係る放流承諾書
18	工事施工方法書（計画書）（作業の方法及び工法を示したもの）
19	維持管理（保守点検）計画書
20	維持管理（保守点検）費用及び廃棄等費用積立計画書
21	事業に関する法令等による許認可等を受けているときは、その写し
22	抑制区域の対策に関する申出書【様式第9号】（事業区域に抑制区域を含む場合）
23	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第9条第4項に基づく認定通知書
24	火災保険、地震保険、第三者賠償保険等の加入契約書

【書類②】

1	工事（着手）届出書【様式第12号】
2	工事工程表

【書類③】

1	工事（完了）届書【様式第12号】
2	工事写真（施工前、施工中、施工後）

【書類④】

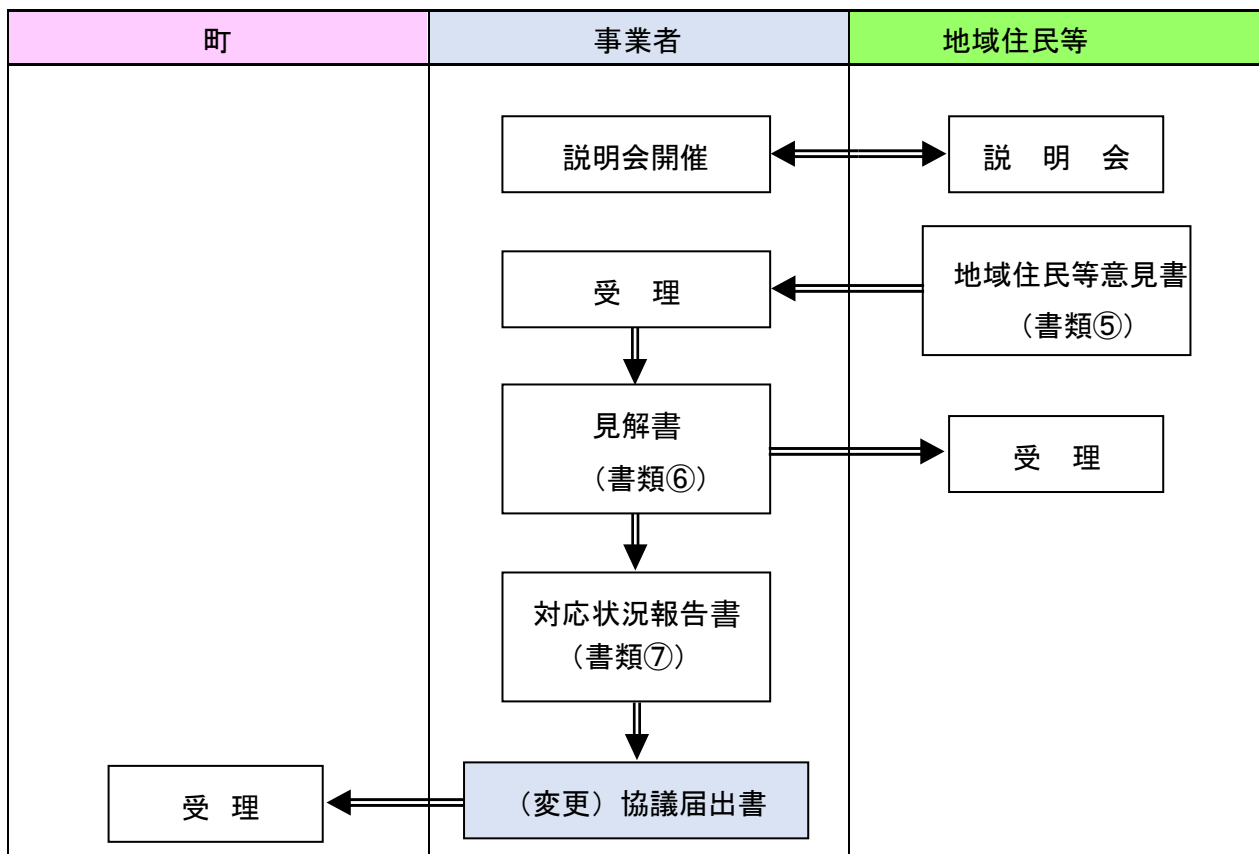
1	変更協議届出書【様式第10号】
2	協議届出書類（書類①）のうち、変更に係る書類

(2) 地域住民等意見書が提出された場合の手続（条例第9条、第10条、規則第6条）

事業者は、説明会開催後、地域住民等意見書（様式第1号）が提出された際は、地域住民等に対し、見解書（様式第2号）を提出しなければなりません。その後、町長に対し、対応状況報告書（様式第3号）を提出しなければなりません。

※ 説明会の時期（協議届出書提出前、変更協議中）にかかわらず、地域住民等意見書が提出された場合に必要な手続です。

【手続の流れ】



注) 町と協議を行う前に、地域住民等に対し事業計画に関する説明会を開催してください。

【書類⑤】

1	地域住民等意見書【様式第1号】
---	-----------------

【書類⑥】

1	見解書【様式第2号】
---	------------

【書類⑦】

1	対応状況報告書【様式第3号】
---	----------------

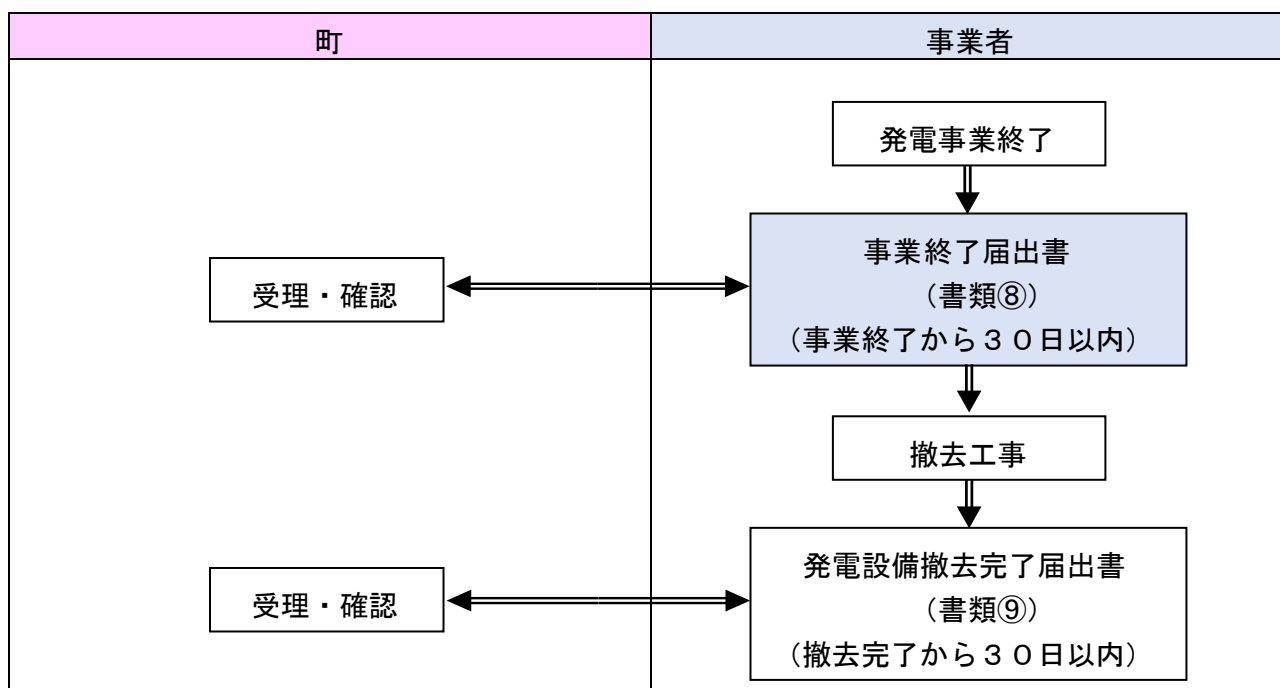
(3) 適正な管理について（条例第4条）

事業者は再生可能エネルギー発電設備及び事業区域を適正に管理しなければなりません。適正な管理を行うに当たっては、最新の「事業計画策定ガイドライン」（資源エネルギー庁）、「宮城県太陽光発電施設の設置等に関する条例」等を参照し、周辺環境に配慮することが求められます。

(4) 事業終了の手続（条例第16条）

事業者は、事業を終了したときは、事業を終了した日から起算して30日以内に町長に届け出なければなりません。また、再生可能エネルギー発電設備の撤去が完了したときは、撤去を完了した日から起算して30日以内に町長に届け出なければなりません。

【手続の流れ】



【書類⑧】

1	事業終了届出書【様式第14号】
---	-----------------

【書類⑨】

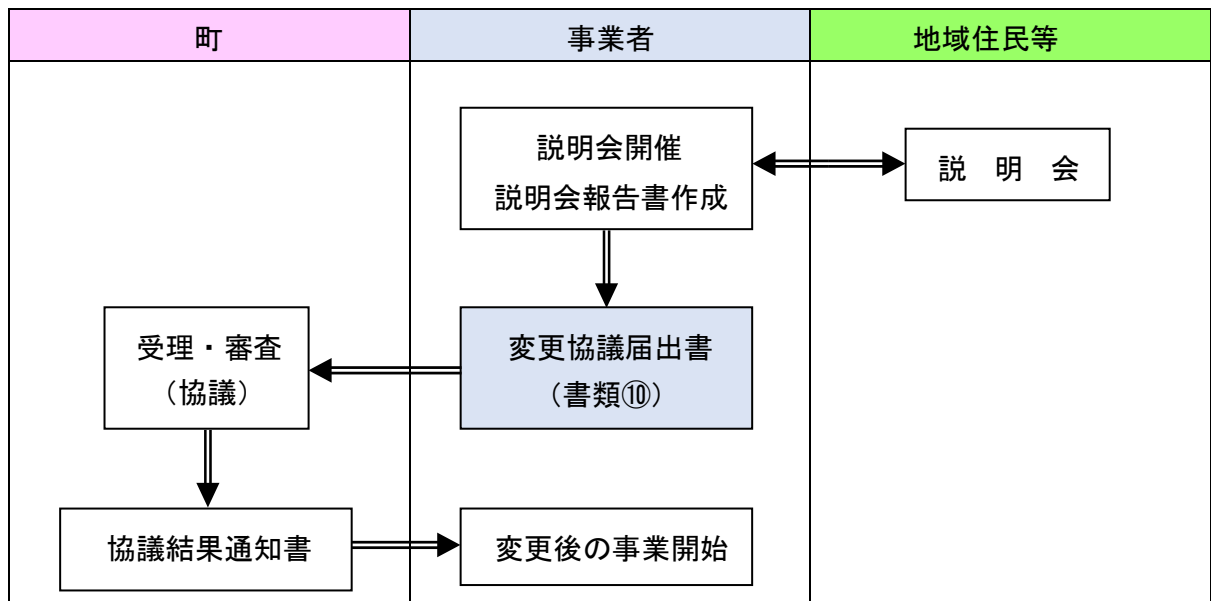
1	発電設備撤去完了届出書【様式第15号】
---	---------------------

(5) 事業計画変更等の手続（条例第9条、第10条、規則第5条）

事業者は、町と協議をした事項を変更しようとするときは、町と変更の協議を行う前に、地域住民等に対し、事業の変更に関する説明会を開催しなければなりません。ただし、変更が軽微なものであるときは、この限りではありません。その後、速やかにその旨を町長に届け出て、協議しなければなりません。

※変更が軽微なものとは、再生可能エネルギー発電設備の発電出力を縮小するもの、その他町長が認めるものが該当します。

【手続の流れ】



【書類⑩】

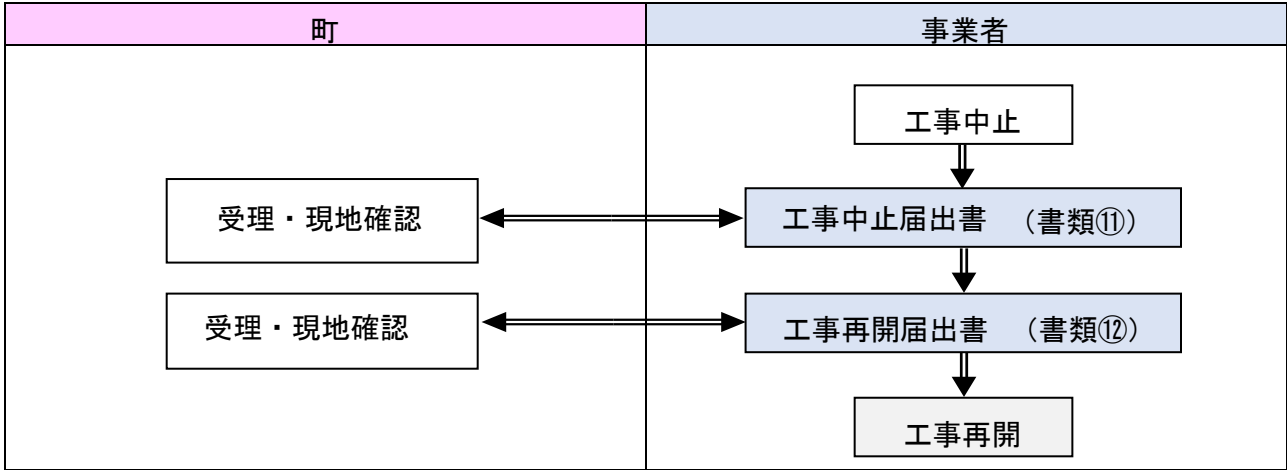
1	変更協議届出書【様式第10号】
2	協議届出書類（書類①）のうち、変更に係る書類
3	地域住民等に対する説明会の内容が分かる書類 ・説明会報告書【様式第6号】 ・説明会で配布した資料 ・参加者の名簿（受付簿）

※書類④（事業区域に抑制区域を含む場合の協議に伴う変更）と手続の流れ・提出書類は同じですが、ここでは協議済みの計画を変更する場合の手続について説明しています。

(6) 工事中止・再開の手続（条例第12条）

事業者は、工事を中止し、若しくは中止していた工事を再開するときは、速やかにその旨を町長に届け出なければなりません。

【手続の流れ】



【書類⑪】

1	工事中止届出書【様式第12号】
2	工事写真（施工前、施工中、施工後）

【書類⑫】

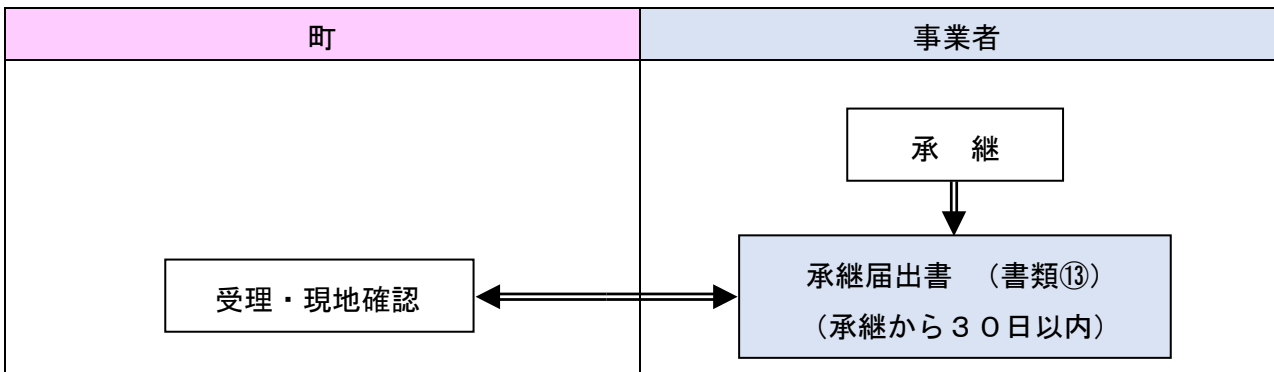
1	工事再開届出書【様式第12号】
2	工事工程表

(7) 事業承継の手続（条例第15条）

事業者から事業譲渡等により、その地位を承継した者は、地位を承継した日から起算して30日以内に届け出なければなりません。

※ 事業譲渡等とは、事業譲渡、相続、売買、合併、分割等が該当します。

【手続の流れ】



【書類⑬】

1	承継届出書【様式第13号】
2	法人の登記事項証明書（法人の場合）
3	住民票抄本の写し（個人の場合）

(8) 報告、立入調査、助言及び指導について (条例第17条、第18条)

町長は、必要があると認めるときは、事業者に対し報告及び資料の提出を求め、並びに町の職員に事業区域に係る土地に立ち入り、当該事業に関する事項について調査させ、関係者に質問させることができます。

また、必要があると認めるときは、事業者に対して、必要な措置を講ずるよう助言又は指導を行うことができます。

(9) 勧告及び公表について (条例第18条、条例第19条)

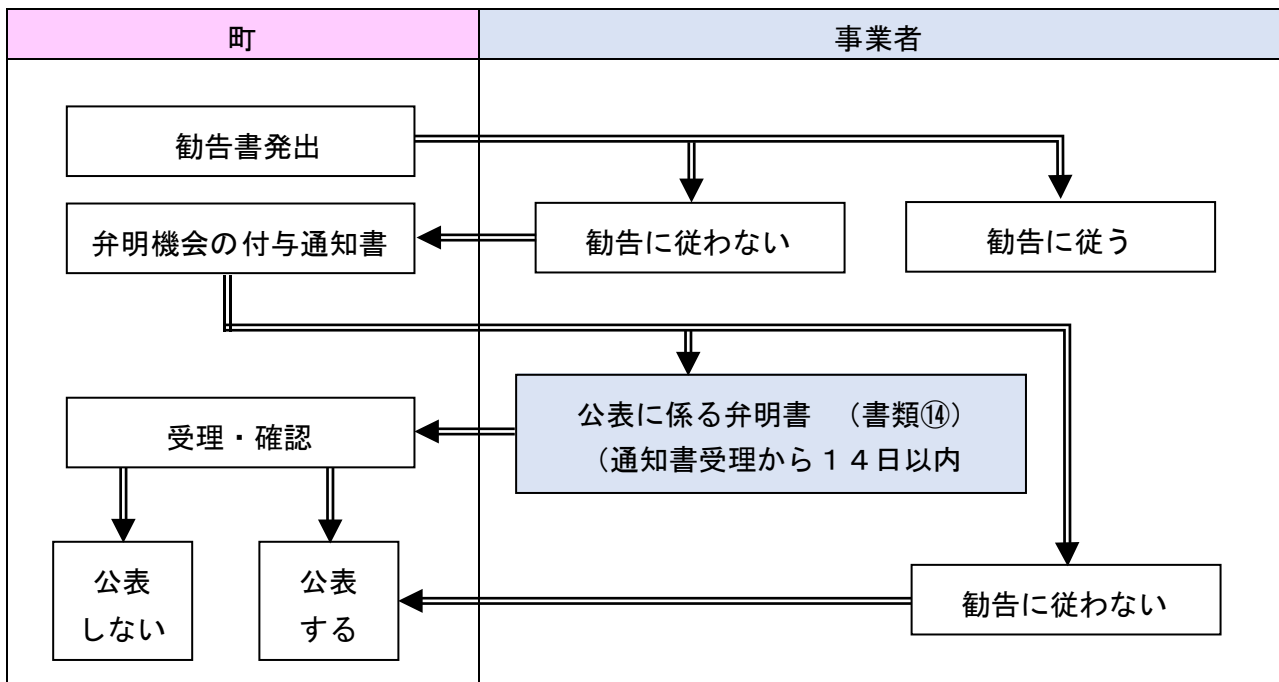
町長は、次のいずれかに該当すると認められるときは、事業者に対して、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができます。

また、事業者が正当な理由なく勧告に従わないときは、弁明の機会を与えた上で、事業者の氏名等を公表することができます。

【勧告を行う事由】

- ・ 事業の実施及び変更に係る協議を行わないとき、又は協議の内容に虚偽があるとき。
- ・ 町からの協議結果通知を受ける前に事業に着手したとき。
- ・ 町の求めに対し、報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは立入調査の際に回答せず、若しくは虚偽の回答をしたとき。
- ・ 正当な理由がなく町の助言又は指導に従わなかったとき。

【手続の流れ】



【書類⑭】

1	公表に係る弁明書【様式第20号】
---	------------------

(10) 条例の経過措置について（条例附則）

「柴田町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例」は、令和6年4月1日からの施行となり、施行日より前に着手した事業については、適用外となります。

ただし、施行日後に合計10kW以上の増設を行った場合は、適用となりますのでご注意ください。

また、施行日から起算して90日を経過する日（令和6年6月30日）までに着手する事業については、町に対し速やかに手続を行ってください。

【問い合わせ先】 柴田町 町民環境課 環境衛生班

TEL 0224-55-2113 内線 116 ・ 117

FAX 0224-55-3793 E-Mail environment@town.shibata.miyagi.jp